

# 平成 27 年度における長崎県地域職業訓練実施計画

平成 27 年 4 月 14 日

## 1 総説

### (1) 計画のねらい

この計画は、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成 23 年法律第 47 号。以下「法」という。）第 2 条に規定する特定求職者（以下「特定求職者」という。）の職業能力の開発及び向上を図るための職業訓練が、法第 4 条第 1 項の規定により厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）に基づき公共職業能力開発施設で行われる離職者に対する職業訓練（以下「公共職業訓練（離職者訓練）」という。）等多岐にわたること等を踏まえ、特定求職者が職業訓練を受ける機会を十分に確保するため、求職者支援訓練その他の特定求職者に対する職業訓練の実施に関し重要な事項を定めたものである。

### (2) 計画期間

計画期間は、平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までとする。

### (3) 計画の改定

この計画は、職業訓練の実施状況等を踏まえ、改定する。

## 2 平成 26 年度における職業訓練をめぐる状況

長崎県の雇用失業情勢については、厳しい状況のなかで、緩やかに改善しており、平成 26 年 4 月から平成 26 年 12 月末現在において、新規求職者のうち、特定求職者に該当する可能性のあるものの数は 32,774 人であった。

このうち、平成 26 年度の求職者支援訓練については、96 コース定員 1,537 人のコースを設定し、平成 27 年 2 月までに訓練受講希望者 734 人に対し支援指示を行っている。

また、終了後 3 ヶ月後の就職率<sup>※1</sup>については、以下のとおり。

・ 就職率	基礎コース 91.3%
	実践コース 75.0%

※1 就職率は、平成 26 年 4 月以降に開始し、平成 26 年 8 月末までに、終了した訓練の訓練終了後 3 か月までの就職率。

※2 求職者支援訓練については、26 年 4 月開講コースから雇用保険適用就職率を目標設定に用いているが、実績の確定に時間を要するため、従前の就職率を参考記載。

なお、公共職業訓練（離職者訓練）については、平成 27 年 2 月末までに 1,932 人に対し訓練を実施した。

### 3 平成 27 年度における職業訓練の実施方針

雇用失業情勢は改善が進んでいるものの、一部に厳しさがみられる状況が続くことが想定されることから、平成 27 年度においても、人材不足が深刻な分野や、成長が見込まれる分野等における人材育成に重点を置きつつ、地域ニーズに基づいた訓練科目を設定するほか雇用情勢が特に厳しい地域である離島地域に一定配慮して求職者支援訓練を実施することとする。

また、職業訓練が計画的かつ効果的に実施できるよう、引き続き、地域の関係者が連携・協力関係を強化するための連絡・協議の場を設けることとする。

#### (1) 求職者支援訓練の実施規模と分野、就職率に係る目標

- 平成 27 年度においては、非正規雇用労働者や自営廃業者などの雇用保険の基本手当を受けることができない者に対する雇用のセーフティネットとしての機能が果たせるよう 860 人<sup>※2</sup>程度に訓練機会を提供するため、訓練認定規模 1,320 人を上限とする。

※2 機会提供数は、訓練認定規模×約 65%

- 訓練内容としては、基礎的能力のみを習得する職業訓練（基礎コース）も設定するが、基礎的能力から実践的能力までを一括して習得する職業訓練（実践コース）を中心とする（求職者支援訓練の 70%）。
- 訓練認定規模の割合は、以下のとおりとする。

イ 基礎コース 訓練認定規模の 30%

（学卒未就職者を対象とするものを含む。）

ロ 実践コース 訓練認定規模の 70%

うち介護系 実践コース全体の訓練認定規模の 35%程度

医療事務系 実践コース全体の訓練認定規模の 15%程度

情報系 実践コース全体の訓練認定規模の 7%程度

建設系 実践コース全体の訓練認定規模の 4%程度

その他の成長分野（デザイン、環境、観光など）等

実践コース全体の訓練認定規模の 39%程度

	地域共通	県南地域	県北地域	県央地域	離島地域	合計
基礎コース	80	130	70	60	60	400
実践コース	285	265	155	165	50	920
介護系	65	115	55	60	30	325
情報系	65					65
医療事務系	30	60	30	20		140
建設系	35					35
その他	90	90	70	85	20	355
合計	365	395	225	225	110	1,320

- ・ 求職者支援訓練のうち、次の上限値までは、長崎県で求職者支援訓練に新規参入となる職業訓練を認定する。

イ 基礎コース	上限値 10%
ロ 実践コース	上限値 20%

注1 申請対象期間の設定数を超える認定申請がある場合は、

イ 新規参入枠については、職業訓練の案等が良好なものから

ロ 実績枠については、求職者支援訓練の就職実績等が良好なものから認定する。

- ・ 認定単位期間について、長崎県においては四半期ごととし、公共職業訓練（離職者訓練）の実施時期及び実施場所等も勘案しながら求人者及び求職者ニーズを反映した求職者支援訓練を認定する。
- ・ 情報系、建設系の訓練は地域を限定せず共通枠として設定する。また、離島地域における医療事務系の訓練は共通枠を優先的に利用する。
- ・ 募集した分野の定員の範囲内で、実施地域、実施定員を変更して認定することも可能とする。
- ・ また、認定単位期間ごとの具体的な定員及び認定申請受付期間については、長崎労働局のHP及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構長崎支部（以下、「機構長崎支部」という。）のHPで周知する。
- ・ これらにより、雇用保険適用就職率は、基礎コースで 55%、実践コースで 60%を目指す。

#### (2) 地域の訓練ニーズを反映した訓練科目の設定等

- ・ 人材不足分野及び成長分野とされている分野・職種に重点を置くとともに、求人者へのニーズ調査を実施し、地域における産業の動向や求人ニーズを踏まえたものとする。
- ・ 未就職のまま卒業することとなった新卒者やコミュニケーション能力等の課題を有する生活困窮者など、対象者の特性・訓練ニーズに応じた職業訓練の設定にも努めることとする。
- ・ 新たな分野を含む訓練の参入を推進するため、地域の状況を把握し、機構長崎支部は、関係機関とも連携し、訓練施設の開拓を促進する。

#### (3) 適切な求職者支援訓練への誘導と活用促進のための周知

- ・ 公共職業安定所において、求職者支援訓練の実施について周知を図るとともに、地方公共団体とも連携し、広報誌等を活用することにより求職者支援訓練の周知を図る。
- ・ 求職者支援訓練の受講希望者に対しては、適切な訓練への誘導を図るため、公共職業安定所におけるキャリア・コンサルティングを通じ、適切な訓練コースの選択を支援する。

#### (4) 求職者支援訓練修了者等に対する就職支援等の充実

- ・ 求職者支援訓練の受講者には、長期失業者や正社員経験が少ない者も

少なくないことから、職業訓練により知識や技能を高めることはもとより、訓練修了者の就職に向けてもきめ細かい支援が必要であるため、訓練期間中にジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングの機会を設け、訓練修了後の求職活動の方向性を明確化するとともに、訓練実施機関と公共職業安定所とが連携し、訓練効果を生かせる求人情報の提供など、就職に向けた支援を充実する。

- ・ 訓練修了後は、訓練実施機関による独自の就職支援のほか、公共職業安定所においても、訓練実施機関が訓練修了時に交付したジョブ・カード（評価シートを含む。）等を活用し、未就職者の就職支援に一層積極的に取り組んでいく。
- ・ なお、訓練修了後、直ちに就職活動に入らず、引き続き技能向上のための公共職業訓練（離職者訓練）の受講を希望する者に対しては、関連する訓練情報を提供し、円滑な受講に向けた支援を行う。
- ・ 公共職業訓練（離職者訓練）の受講者についても、前述の就職支援を実施する。

#### （５） 公共職業訓練（離職者訓練）との連携

- ・ 本訓練協議会のワーキング・チーム（以下「ワーキング・チーム」という。）は、求職者支援訓練の進捗状況を確認するとともに、長崎県及び機構長崎支部が実施する公共職業訓練（離職者訓練）の状況を共有し、求職者支援訓練の実施時期・実施分野・実施場所等について、適宜検討し、調整していくこととし、総合的な訓練計画の策定に向け協議を行うこととする。
- ・ また、求職者支援訓練と公共職業訓練（離職者訓練）との一層緊密な連携を促進するため、求職者及び求人者へのニーズ調査及び委託訓練修了者に対するアンケート調査を実施するとともに、各種好事例等の収集を行い、相互に情報交換・意見交換を実施することとする。
- ・ なお、平成 27 年度における公共職業訓練（離職者訓練）の実施予定は以下のとおり。

＜長崎県（高等技術専門校）＞

108 コース 1,682 人を設定（前年度は 108 コース 1,757 人）

＜独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（ポリテクセンター）＞

42 コース 704 人を設定（前年度は 42 コース 742 人）

## 4 推進体制

求職者支援訓練を適正かつ円滑に実施していくためには、長崎県、機構長崎支部、地域の訓練実施機関の団体や労使団体等の幅広い理解・協力が重要であることから、推進体制については、以下により実施することとする。

- （１）平成 27 年度においても、長崎県地域訓練協議会を開催して、関係者の連携・協力の下に、地域の実情を踏まえた、計画的で実効ある職業訓練の推進に資することとする。

- (2) 長崎県地域訓練協議会においては、本計画の適正かつ円滑な実施を図るため、別途定めるワーキング・チームを設置する。
- (3) 公共職業訓練（離職者訓練）及び求職者支援訓練におけるジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングの着実な実施等に資するため、長崎県地域ジョブ・カード運営本部において、効果的な周知・啓発の在り方を検討し、関係機関を通じた周知を図る。